

議案第88号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年11月27日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

子育て部分休暇を新設する必要があるので、本案を提出いたします。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年葛飾区条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第16条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(子育て部分休暇)

第16条の 4 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満 6 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から満12歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある当該職員の子（地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する子をいう。）その他規則で定める子を養育するため、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。